

用語集

用語集

【ファカルティ・ディベロップメント（FD）】（p3、17）

教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組の総称。具体的な例としては、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会の開催、新任教員のための研修会の開催等を挙げることができる。なお、大学設置基準等においては、こうした意味でのFDの実施を各大学に求めているが、単に授業内容・方法の改善のための研修に限らず、広く教育の改善、更には研究活動、社会貢献、管理運営に関わる教員団の職能開発の活動全般を指すものとしてFDの語を用いる場合もある。

【「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れ方針」】（p3、4、20ほか）

「入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）」は、各大学・学部等が、その教育理念や特色等を踏まえ、どのような教育活動を行い、また、どのような能力や適性等を有する学生を求めているのかなどの考え方をまとめたものであり、入学者の選抜方法や入試問題の出題内容等にはこの方針が反映されている。また、この方針は受験者が自らにふさわしい大学を主体的に選択する際の参考ともなる。アメリカでは、高等学校の成績の点数、高等学校で履修しておくべき科目・内容、標準的な試験の点数等を具体的に示すことが一般的である。

入学者受入れの方針に加えて、将来像答申が新たに提唱したのが、「教育の実施や卒業認定・学位授与に関する基本的な方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー）」である。

将来像答申は、組織的な取組の強化が大きな課題となっている我が国の大学の現状を踏まえ、各機関の個性・特色の根幹をなすものとして、三つの方針の重要性を指摘するとともに、「早急に取り組むべき重点施策」の中で、三つの方針の明確化を支援する必要性を強調している。

さらに、学士課程答申では、学士課程教育の改革の実行に当たり、各大学が、教学経営において、「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、及び「入学者受入れの方針」の三つの方針を明確に示すことが最も重要であるとし、将来像答申で言及した「ディプロマ・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」、「アドミッション・ポリシー」のそれぞれに対応するとした。また、これらの方針において、大学の個性・特色は具体的に反映されるものであるとしている。

【ナンバリング】（p3、4、15ほか）

ナンバリング、あるいはコース・ナンバリング。授業科目に適切な番号を付し分類することで、学修の段階や順序等を表し、教育課程の体系性を明示する仕組み。①大学内における授業科目の分類、②複数大学間での授業科目の共通分類という二つの意味を持つ。

対象とするレベル（学年等）や学問の分類を示すことは、学生が適切な授業科目を選択する助けとなる。

また、科目同士の整理・統合と連携により教員が個々の科目の充実に注力できるといった効果も期待できる（p71参照）。

【授業計画（シラバス）】（p3、4、12ほか）

各授業科目の詳細な授業計画。一般に、大学の授業名、担当教員名、講義目的、各回ごとの授業内容、成績評価方法・基準、準備学修等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記されており、学生が各授業科目の準備学修等を進めるための基本となるもの。また、学生が講義の履修を決める際の資料になるとともに、教員相互の授業内容の調整、学生による授業評価等にも使われる。アメリカでは、教員と学生の契約書と理解されている例もある。

授業内容の概要を総覧する資料（いわゆるコース・カタログ）とは異なり、科目の到達目標や学生の学修内容、準備学修の内容、成績評価の方法・基準の明示が求められる。

【アクティブ・ラーニング】（p3、4、9）

教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。学修者が能動的に学修することによって、認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る。発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等が含まれるが、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等も有効なアクティブ・ラーニングの方法である。

【アカデミック・アドバイザー制度】(p4)

専任教員がアカデミック・アドバイザーとして学生一人一人を担当し、学生の成績（GPA）や履修状況等を考慮しながら、履修相談や学生指導を行う制度。アカデミック・アドバイザーが入学時から卒業時まで継続的に指導する体制をとることで学生の修学指導に責任を持ち、また、きめ細やかな学生のサポートの実現が期待される。

【クリッカー】(p4)

学生一人一人が手のひらサイズのリモコンを持ち、講義中に出される質問に対してリモコンの番号を押して回答するシステムで、学生の回答は瞬時に集計され、結果がグラフ等でスクリーンに映し出される。講義者と学修者の双方向コミュニケーションを可能にするツールの一つであり、学生の集中力を保つとともに、学生の理解度をその場で把握して授業に反映することができ、授業の質を高めるうえで効果的な方法の一つとされている。

【サービス・ラーニング】(p10、24)

教育活動の一環として、一定の期間、地域のニーズ等を踏まえた社会奉仕活動を体験することによって、それまで知識として学んできたことを実際のサービス体験に活かし、また実際のサービス体験から自分の学問的取組や進路について新たな視野を得る教育プログラム。

サービス・ラーニングの導入は、①専門教育を通して獲得した専門的な知識・技能の現実社会で実際に活用できる知識・技能への変化、②将来の職業について考える機会の付与、③自らの社会的役割を意識することによる、市民として必要な資質・能力の向上、などの効果が期待できる。

（詳細：<http://www.human.tsukuba.ac.jp/gakugun/k-pro/aboutSL/aboutSL.html>）

【履修系統図】(p17)

学生に身につけさせる知識・能力と授業科目との間の対応関係を示し、体系的な履修を促す体系図、カリキュラムマップ、カリキュラムチャート等。

【ティーチング・アシスタント（TA）】(p17)

優秀な大学院生に対し、教育的配慮の下に、学部学生等に対する助言や実施・実習等の教育補助業務を行わせ、大学院生の教育トレーニングの機会を提供するとともに、これに対する手当を支給し、大学院生の処遇改善の一助とすることを目的としたもの。我が国のTAの数は8万人（平成21（2009）年度の文部科学省調査）であるが、その内訳を見ると、実験・実習等、自然科学系での活用が中心になっているなどの傾向がある。また、大学院でなく、学士課程の学生を教育の補助業務に携わらせる場合、TAとは区別してスチューデント・アシスタント（SA）と称することが多い（p73参照）。

【学修ポートフォリオ】(p17、20)

学生が、学修過程ならびに各種の学修成果（例えば、学修目標・学修計画表とチェックシート、課題達成のために収集した資料や遂行状況、レポート、成績単位取得表など）を長期にわたって収集し、記録したもの。それらを必要に応じて系統的に選択し、学修過程を含めて到達度を評価し、次に取り組むべき課題をみつけてステップアップを図るという、学生自身の自己省察を可能とすることにより、自律的な学修をより深化させることを目的とする。従来の到達度評価では測定できない個人能力の質的評価を行うことが意図されているとともに、教員や大学が、組織としての教育の成果を評価する場合にも利用される。

【学修行動調査】(p17、20、21)

学生の行動や満足度に関するアンケートを基本とした調査。複数大学の学生を対象に共通の質問項目で調査を実施することにより、学部間・大学間の状況比較や、学年進行に伴う変化の把握、学内の他のデータ（成績等）と組み合わせて各種の分析に役立てるために開発されたものである。米国で広範に導入されているNSSE、CIRP等がこれに当たる。

米国ではフルタイム・パートタイムの別、幅広い年齢層、4,600以上の高等教育機関それぞれの目的・性格の違い等を考慮し、「学生の行動にどのような変容を及ぼしたか」という観点での行動調査が行われるようになった（p74参照）。

【アセスメント・ポリシー】(p17、20)

学生の学修成果の評価（アセスメント）について、その目的、達成すべき質的水準及び具体的実施方法などについて定めた学内の方針。英国では、高等教育質保証機構（QAA：Quality Assurance Agency for Higher Education）が中心となって質保証に関する規範（※）を策定し、各大学が満たすべきアセスメントの質的水準や手法などについて規定している。各大学では、これを踏まえて学内の方針を定めている。

※ 「英国高等教育のための質規範」（UK Quality Code for Higher Education）。2011年に同規範が策定される前は、「高等教育の質及び水準保証のための実施規範」（Code of practice for the assurance of academic quality and standards in higher education）が同様の役割を担っていた。

【アセスメント・テスト（学修到達度調査）】(p20、21)

学修成果の測定・把握の手段の一つ。ペーパーテスト等により学生の知識・能力等を測定する方法の総称で、標準化テストとも呼ばれる。米国等で導入されているCLA, ETS® Proficiency Profile, CAAP, ETS® Major Field Tests等がこれに当たる。

米国で導入されているアセスメント・テストは、一般に、大学内で抽出された低学年・高学年双方の学生が受験し、その点数の推移等で大学の教育効果を把握する目的で導入されているものであり、学生個々人の能力を判定するものとは異なる（p73～74参照）。

【ルーブリック】(p20、21)

米国で開発された学修評価の基準の作成方法であり、評価水準である「尺度」と、尺度を満たした場合の「特徴の記述」で構成される。記述により達成水準等が明確化されることにより、他の手段では困難な、パフォーマンス等の定性的な評価に向くとされ、評価者・被評価者の認識の共有、複数の評価者による評価の標準化等のメリットがある。

コースや授業科目、課題（レポート）などの単位で設定することができる。

国内においても、個別の授業科目における成績評価等で活用されているが、それに留まらず組織や機関のパフォーマンスを評価する手段とすることもでき、米国AAC&U（Association of American Colleges & Universities）では複数機関間で共通に活用することが可能な指標の開発が進められている（p75～76参照）。

【CAP制】(p20)

単位の過剰登録を防ぐため、1年間あるいは1学期間に履修登録できる単位の上限を設ける制度。

我が国の大学制度は単位制度を基本としているが、大学設置基準上1単位は、教員が教室等で授業を行う時間に加え、学生が予習や復習など教室外において学修する時間の合計で、標準45時間の学修を要する教育内容をもって構成されている。また、これを基礎とし、授業期間は1学年間におよそ30週、1学年間で約30単位を修得することが標準とされ、したがって大学の卒業要件は4年間にわたって124単位を修得することを基本として制度設計されている。

しかしながら、学期末の試験結果のみで単位認定が行われるなどの理由から、学生が過剰な単位登録をして、3年で安易に124近くの単位を修得し、結果として45時間相当に満たない学修量で単位が認定されているという現象が生じたことから、平成11年に、大学設置基準第27条の2第1項として、「大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない」と規定された。

【アニュアル・レポート（年次報告書）】(p21)

年次報告書ともいい、株式を上場・店頭公開している企業が事業年度終了後に作成する財務諸表等を記載した報告書。主に海外の株主・投資家や金融機関等取引先に向け、ディスクロージャー（情報公開）という観点から経営内容についての総合的な情報を掲載している。インターネットで閲覧できる企業も多い。

法律で定められた決算短信や有価証券報告書とは異なり、企業の個性が見えやすく、また長期投資で重要となる企業のビジョン、社風、経営者の考え方、戦略、社員の状況、顧客の満足度等、財務諸表には出てこない「見えない資産」を把握することができる。

【大学ポートレート（仮称）】（p21）

「大学における教育情報の活用・公表に関する中間まとめ」（平成23年8月5日）において、大学の教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みとして整備することが提起された。平成24年2月、「大学ポートレート（仮称）準備委員会」が発足し、大学団体が連携し、高校や産業界の意見も反映して整備を進めることとしている。

大学ポートレート（仮称）の整備により、①大学が教育情報を用いて自らの活動状況を把握・分析し、改革につなげる（いわゆるIR（Institutional Research）機能の向上）、②各大学の多様な教育活動を国内外に分かりやすく発信、③各大学の業務負担軽減（基礎的な情報を共通に公表することで大学の個別問合せへの対応を軽減）、などの効果が見込まれている（p77参照）。

(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/44/toushin/1310842.htm)

【内部質保証】（p22）

高等教育機関が、自らの責任で自学の諸活動について点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努め、これによって、その質を自ら保証することを指す。

（出典：大学評価・学位授与機構「高等教育に関する質保証関係用語集（第3版）」(http://www.niad.ac.jp/n_shuppan/package/no9_21_niadue_glossary3_2011_v2.pdf)）

【ワーク・スタディ】（p23）

学生が、大学の内外においてパートタイムの仕事に従事して必要な学費等をまかないながら学修を行うこと。米国では連邦政府が、ワーク・スタディ支援のための補助金事業、FWS（Federal Work-Study）プログラムを実施している。学生は大学や地方自治体、NPOなどで公共的な仕事に従事し、雇用者は学生に支払う労働報酬の半分以上について連邦政府からの補助を受けることができる。週当たりの就労時間には上限が設けられており、雇用者は、学生の授業スケジュールと学修状況を考慮して仕事を課さねばならないこととされている。FWSプログラムには約3400の高等教育機関が参加しており、予算規模は約12億ドル（2011会計年度）。